

浜田地区広域行政組合介護人材キャリアアップ事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この告示は、浜田市及び江津市（以下「圏域」という。）の介護サービスを提供する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）において、介護サービスに従事する者（以下「介護従事者」という。）の資格取得のための受験又は研修の受講に要する費用の一部を補助することにより、介護サービスを担う人材の育成と介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、介護サービスとは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、介護予防地域密着型サービス及び介護予防支援をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象となる者は、圏域の事業所等において3か月以上継続して就業する介護従事者（以下「補助対象者」という。）であって、資格取得のための試験を受けた者又は技能向上のための研修等を受講した者とする。

（補助金の対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、別表の左欄に掲げる試験又は研修（以下「補助対象試験等」という。）の区分に応じ、補助対象者が負担したそれぞれ同表の右欄に掲げる経費とする。ただし、他の制度から当該受験、受講に係る補助金等を受給している場合を除くものとする。

2 前項に規定する受験費用は、試験の結果に関わらず補助の対象とする。

（補助金額）

第5条 補助金額は、次のとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

- (1) 補助金の対象経費の2分の1とし、5万円を限度とする。
- (2) 前号の規定により算出した補助金に、100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象試験等の受験を終了し、又は受講を修了した日から1年を経過する

日の属する年度の 3 月 31 日までに、介護人材キャリアアップ事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付し、浜田地区広域行政組合管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 勤務証明書（様式第 2 号）
- (2) 受験費用又は受講費用等を明らかにする書類
- (3) 受験又は受講したことが証明できる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
（交付決定）

第 7 条 管理者は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、介護人材キャリアアップ事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 8 条 管理者は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成 30 年 3 月 5 日告示第 4 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日告示第 21 号）

（施行期日）

この告示は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 13 日告示第 3 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 5 日告示第 7 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 12 日告示第 31 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 29 日告示第 2 号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分		補助金の 対象経費
社会福祉士国家試験		受験手数料
介護福祉士	介護福祉士国家試験	受験手数料
	介護技術講習会	受講料、教材費
	実務者研修	受講料、教材費
介護支援専門員	介護支援専門員実務研修受講試験	受験手数料
	介護支援専門員実務研修 （試験に合格し受講した場合）	受講料、教材費
介護職員初任者研修		受講料、教材費
生活援助従事者研修		受講料、教材費
主任介護支援専門員研修		受講料、教材費
認知症介護実践研修「実践者研修」		受講料、教材費
認知症介護実践研修「実践リーダー研修」		受講料、教材費
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		受講料、教材費
喀痰吸引研修		受講料、教材費